

4. 主な高齢者向け施設

養護老人ホーム

老人福祉法第20条の4

【定義】

入所者を養護し、その者が自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うための施設

【主な設置主体】 地方公共団体 社会福祉法人

【対象者】

65歳以上の者であって、環境上及び経済的理由により在宅において養護を受けることが困難な者
※市町村が設置する「入所判定委員会」により、一定の基準に基づき措置の要否を判定

【費用の負担】

入所者本人は対象収入、主たる扶養義務者は所得税の額等に応じて、定められた基準額を負担

【施設数・定員】 12施設 795人 (第1表)

【入所申込み】 本人の居住地の市町村へ申込み

特別養護老人ホーム

老人福祉法第20条の5
介護保険法第8条第27項

【定義】

入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うための施設
※介護保険法上の「介護老人福祉施設」をいう

【主な設置主体】 地方公共団体 社会福祉法人

【対象者】

要介護3～5と認定され、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、在宅での介護が困難な者

但し、一定の要件に該当する場合は、要介護1又は2でも入所が可能

【費用の負担】

介護サービス費の1割（一定以上の所得者は2～3割）＋食費＋居住費＋その他日常生活費等

【施設数・定員】 115施設 7,713人 (第2表)

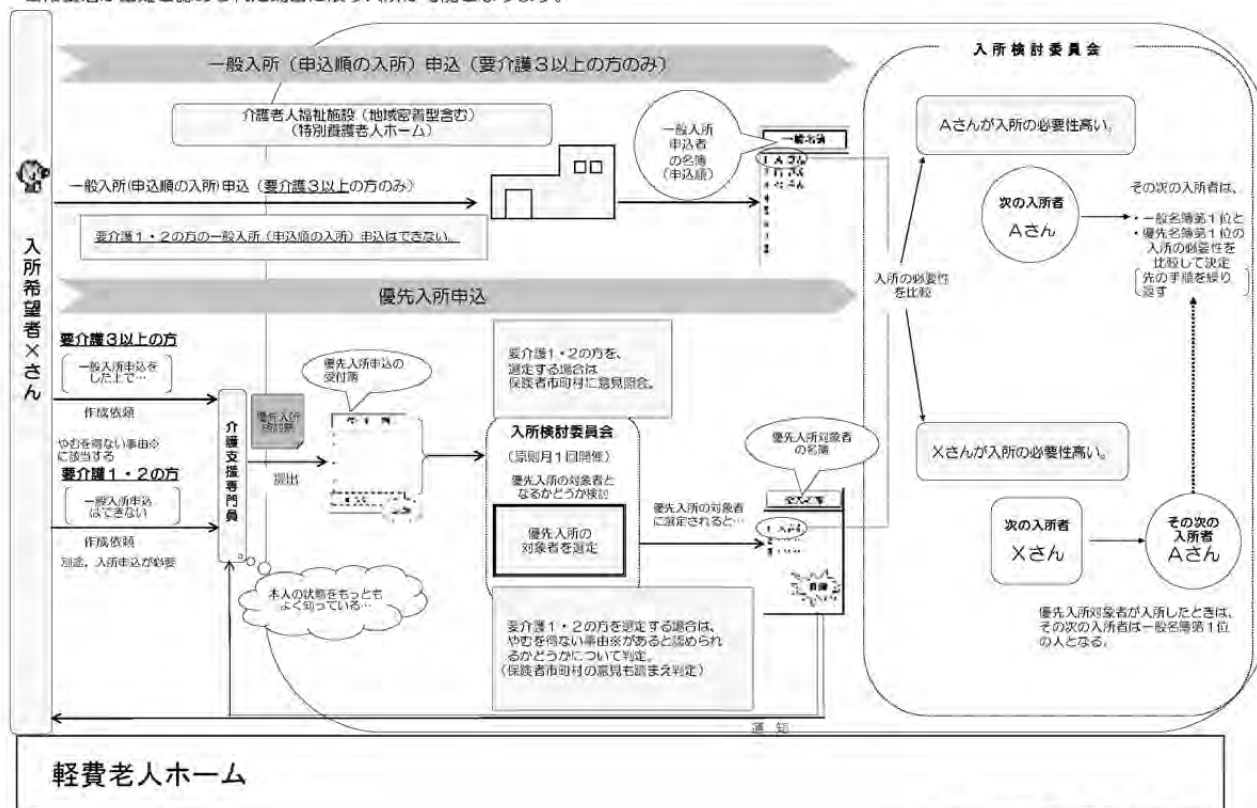
【入所申込み】 直接、各施設へ申込み

【特別養護老人ホームの優先入所について】

奈良県では、本人の要介護度や家族の状況によって、入所の必要性の高い人が円滑に特別養護老人ホームに入所できるよう、「指定介護老人福祉施設に係る入所指針（いわゆる「特別養護老人ホームの優先入所」）」を定めています。制度の概要については、次頁のとおりです。

奈良県指定介護老人福祉施設等に係る入所指針に基づく入所の流れについて

- ・特別養護老人ホームの入所は、原則、要介護3以上の方となっています。
- ・要介護1又は2の方は、各施設で設置している入所検討委員会で、市町村の意見書を踏まえた検討の結果、やむを得ない事由により居宅での日常生活が困難と認められた場合に限り入所が可能となります。



【 定 義 】

無料又は低額な料金で、高齢者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活に必要な便宜を提供するための施設

【 種 別 】

- ・A型(経過的軽費老人ホーム)：食事の提供や日常生活に必要な便宜を提供(※経過措置施設)
- ・ケアハウス：高齢者が車いす生活となっても自立した生活が送れるように配慮した居室等の環境を有する

【主な設置主体】 地方公共団体 社会福祉法人 知事認可を受けた法人

【 対 象 者 】

60歳以上の者であって、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者

【費用の負担】

サービス提供費(対象収入に応じて規定)＋生活費(食費及び共用部分の光熱水費)＋居住費(家賃相当、ケアハウスのみ)等

【施設数・定員】	A 型	6 施設	320 人	(第3表)
	ケアハウス	34 施設	1,166 人	(第4表)

【入所申込み】 直接、各施設へ申込み

有料老人ホーム

老人福祉法第 29 条

【 定 義 】

老人を入居させ、①入浴・排せつ・食事の介護、②食事の提供、③洗濯・掃除等の家事、④健康管理のいずれかのサービスを提供する施設

【 類 型 】

(1) 介護付有料老人ホーム

介護等のサービスが付いた施設で、介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら生活を継続することが可能

介護サービスを有料老人ホームの職員が提供する「一般型特定施設入居者生活介護」と、有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供する「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」がある

(2) 住宅型有料老人ホーム

生活支援等のサービスが付いた施設で、介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら生活を継続することが可能

(3) 健康型有料老人ホーム

食事等のサービスが付いた施設で、介護が必要となった場合、契約解除し退去する必要あり

【主な設置主体】 限定なし（営利法人中心）

【 対 象 者 】

老人 ※老人福祉法上、「老人」に関する定義がないため、解釈においては社会通念による

【費用の負担】 各施設で定めた利用料

【施設数・定員】 134 施設 6,165 人 （第 5 表）

【入居申込み】 直接、各施設へ申込み

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条

【 定 義 】

状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅

※①入浴・排せつ・食事の介護、②食事の提供、③洗濯・掃除等の家事、④健康管理のいずれかのサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅は、老人福祉法上の有料老人ホームに該当

【主な設置主体】 限定なし（営利法人中心）

【 対 象 者 】

次のいずれかに該当する者

- ・単身高齢者世帯
- ・高齢者＋同居者（配偶者／60 歳以上の親族／要介護・要支援認定を受けている 60 歳未満の親族／特別な理由により同居させる必要があると知事等が認める者）

※「高齢者」とは、60 歳以上の者または要介護・要支援認定を受けている 60 歳未満の者をいう

【費用の負担】 家賃＋共益費＋サービス提供費等

【住宅数・戸数】 75 住宅 2,768 戸 (第6表)

【入居申込み】 直接、各住宅へ申込み

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

【定 義】

ひとり暮らしの高齢者等に対して、介護支援機能、居住機能及び地域における交流機能を総合的に有する小規模の複合型施設

【事業内容】

住居の提供、各種相談・助言、介護・福祉サービスの利用手続きの援助、地域住民との交流の場の提供等

【主な実施主体】 市町村

【対象者】

原則として60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある者

※市町村が地域ケア会議等において、利用の可否を決定

【費用の負担】 利用者負担額（対象収入に応じて規定）＋居住部門の光熱水費（実費）

【施設数・定員】 2施設 30人 (第7表)

【利用申込み】 実施主体の市町村へ申込み

介護老人保健施設

介護保険法第8条第28項

【定 義】

要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い在宅復帰を目指す施設

【主な設置主体】 地方公共団体 医療法人 社会福祉法人

【対象者】

要介護1～5と認定され、病状が安定期にあり入院治療をする必要はないが、看護、医学的管理下の介護、機能訓練などの医療を必要とする者

【費用の負担】

介護サービス費の1割（一定以上の所得者は2～3割）＋食費＋居住費＋その他日常生活費等

【施設数・定員】 54施設 5,062人 (第8表)

【利用申込み】 直接、各施設へ申込み

介護医療院

介護保険法第8条第29項

【定義】

長期の療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行うための施設

【主な設置主体】 地方公共団体 医療法人 社会福祉法人 等

【対象者】

病状が安定期にあり、上記のサービスを必要とする重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等である要介護者 等

【費用の負担】

介護サービス費の1割（一定以上の所得者は2～3割）＋食費＋居住費＋その他日常生活費等

【施設数・定員】 8施設 645人 （第9表）

【入居申込み】 直接、各施設へ申込み

認知症高齢者グループホーム

老人福祉法第5条の2第6項
介護保険法第8条第20項

【定義】

入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う小規模な共同生活の住居

※老人福祉法上の「認知症対応型老人共同生活援助事業」、介護保険法上の「認知症対応型共同生活介護」をいう

【主な設置主体】 限定なし（営利法人中心）

【対象者】

原則、事業所所在の市町村の住民が対象

要介護1～5又は要支援2と認定され、認知症である者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）

【費用の負担】

介護サービス費の1割（一定以上の所得者は2～3割）＋食費＋居住費＋その他日常生活費等

【施設数・定員】 148施設 2,302人 （第13表）

【入居申込み】 直接、各施設へ申込み

小規模多機能型居宅介護施設

老人福祉法第5条の2第5項
介護保険法第8条第19項

【定義】

登録された利用者を対象に、「通い」を中心として、心身の状況や希望に応じ応じて、「訪問」

や「宿泊」を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練等のサービスを提供するための施設

※介護保険法上の「小規模多機能型居宅介護」をいう

【主な設置主体】 限定なし（営利法人中心）

【対象者】

原則、事業所所在の市町村の住民が対象

要介護1～5又は要支援1～2と認定された者

【費用の負担】

介護サービス費の1割（一定以上の所得者は2～3割）＋食費＋宿泊費＋その他日常生活費等

【施設数】 53カ所 1,419人（第11表）

老人デイサービスセンター

老人福祉法第5条の2第3項

〃 第20条の2の2

介護保険法第8条第7項 他

【定義】

在宅の高齢者が通所して（施設が送迎して）、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等の相談・助言、健康状態の確認等の日常生活上の世話、機能訓練を提供するための施設

※介護保険法上の「通所介護」、「認知症対応型通所介護」等をいう

【主な設置主体】 限定なし（営利法人中心）

【対象者】

要介護1～5又は要支援1～2と認定された者

【費用の負担】

介護サービス費の1割（一定以上の所得者は2～3割）＋食費＋その他日常生活費等

【施設数】 通所介護 328カ所（第14表）
地域密着型通所介護 192カ所（第14表の2）
認知症対応型通所介護 33カ所（第15表）

老人短期入所施設

老人福祉法第5条の2第4項

〃 第20条の3

介護保険法第8条第9項

【定義】

在宅の高齢者の心身機能の維持と家族等の身体的・精神的負担軽減を図るため、高齢者を短期間入所させ、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を提供するための施設

※介護保険法上の「短期入所生活介護」をいう

【主な設置主体】 限定なし（営利法人中心）

【対象者】

要介護1～5又は要支援1～2と認定された者

【費用の負担】

介護サービス費の1割（一定以上の所得者は2～3割）＋食費＋居住費＋その他日常生活費等

【施設数】 特養併設 99カ所（第2表）
上記以外 21カ所（第16表）

老人介護支援センター（在宅介護支援センター）

老人福祉法第20条の7の2

【定義】

高齢者及びその家族が、地域の高齢者の福祉に関する各般の問題について、身近なところで気軽に専門家に相談できるとともに、必要な保健福祉サービスが受けられるよう高齢者の状況の把握、連絡調整等の支援を行うための施設

【主な設置主体】 地方公共団体、社会福祉法人、医療法人

【対象者】

おおむね65歳以上の要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者並びにその家族等

【費用の負担】 原則として無料

【施設数】 68カ所（第17表）

老人福祉センター

老人福祉法第20条の7

【定義】

高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供する施設

【事業内容】

各種相談（生活相談、健康相談）、健康増進に関する指導、生業及び就労の指導、機能回復訓練の実施、教養講座等の実施、老人クラブに対する援助等

【主な設置主体】 市町村

【対象者】 地域の高齢者

【費用の負担】 原則として無料（入浴等一部有料の場合あり）

【施設数】 19カ所（第18表）

老人福祉施設付設作業所

【定 義】

高齢者の多年にわたる経験と知識を活かし、その希望と能力に応じた作業等社会的活動を行う場所を提供するための施設

※老人福祉センターとして取扱う

【事業内容】

高齢者が行う工芸品の製作、編物、手芸等の作業場所の提供、高齢者の作業に関する各種指導助言、高齢者の作品の展示、即売を行う場所の提供

【主な設置主体】 地方公共団体、社会福祉法人

【対象者】 原則として60歳以上の高齢者

【費用の負担】 作業に必要な原材料等の実費

【施設数】 老人福祉センター付設 2施設

老人憩の家

【定 義】

市町村の地域において、高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供する施設

【主な設置主体】 市町村

【対象者】 原則として60歳以上の高齢者

【費用の負担】 原則として無料

【施設数】 139施設（第19表）